

婦人少年局月報

Monthly Bulletin

W. M. B., L. M.

戰時から戰後への女子勞働力の動向を國勢調査によつて一瞥する。全國女子有業者は一二、八六六、九六九人、その總人口に対する割合は約三一名である。この中農業家族労働者の存在は眞的で、女子有業者十人の中農業從事者は七人の割合でその大部分である。人頭が農家の主婦や娘である。

アメリカ連邦政府に働く女子公務員

アメリカ連邦政府の行政執行部に働く女子の割合は、當時中は五%に減少している。また、これらの職員中、女子の擔當していられる職務内容に關する最近の資料によると、連邦政府職員の中の女子の割合は、現在では二五%である。これは技術的業務に從事し、子供を育てた。

| 産業別 | 総数 | 男 | 女 | 子 | 總数に對する百分率 |
|--------|------------|------------|------------|----|-----------|
| 就業者 | 35,240,000 | 21,540,000 | 13,700,000 | 39 | 39 |
| 全農林水産業 | 17,240,000 | 8,650,000 | 5,590,000 | 50 | 50 |
| 製造業 | 5,280,000 | 3,780,000 | 1,500,000 | 38 | 38 |
| 商業運輸業 | 3,480,000 | 2,110,000 | 1,370,000 | 39 | 39 |
| 通信業 | 1,560,000 | 1,440,000 | 220,000 | 13 | 13 |
| 自由業 | 1,990,000 | 800,000 | 500,000 | 39 | 39 |
| 失業者 | 150,000 | 100,000 | 60,000 | 40 | 40 |

註イ、15歳以上の總人口は56,890,000である。ロ、主なる業種を示した。業種の数字も主なる業種を示す。業種の数字も主なる業種を示す。

註ム、各産業の合計は總数と一致しない。ハ、結果と推計率が一致しない。

註ハ、結果と推計率が一致しない。

註シ、四位以下を四捨五入したので男女合計は必ずしも一致しない。

女子労働の現状

戰時から戰後への女子労働力の動向を國勢調査によつて一瞥する。全國女子有業者は一二、八六六、九六九人、その總人口に対する割合は約三一名である。この中農業家族労働者の存在は眞的で、女子有業者十人の中農業從事者は七人の割合でその大部分である。人頭が農家の主婦や娘である。

一方、やとわれてゐる女子労働者は、女子有業者の四分の一の有業者も増加しているが、それは主として農業その他の家庭労働者の増加によるもので、年過ぎない。それ等の女子労働者は十萬人以上が雇用している。その中で戰後民族労働者十人の中農業從事者は七人の割合でその大部分である。人頭が農家の主婦や娘である。

賣春等處罰法案について(二)

の裏謄本内容

一、賣春婦の處分としては、保護處分を原則的に科し、事情によっては拘置、科料を併科

二、保護處分の方法は、できるだけ捕えて拘留、科料を科して

三、保護處分としてそのままで放してしまつては拘置、科料を科して

四、保護處分の実現には種々の困難があること、が賣春の根絶のためにはこの種婦人に對する厚生施設等に關する法規を提出する

五、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

六、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

七、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

八、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

九、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十一、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十二、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十三、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十四、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十五、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十六、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十七、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十八、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

十九、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

二十、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

案の六ヶ月以下の懲役といふ

短期自由刑は有害無益である

短期自由刑を科することはか

つて賣春行為を餘儀なくさ

せる結果を招くのではないかと思われる。従つて拘留、科

料を科してそのまま放してしまつといふことも決して眞に

思ひかえること、が賣春の根絶の

ためにはこの種婦人に對する厚生施設等に關する法規を提出する

二、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

三、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

案の六ヶ月以下の懲役といふ

短期自由刑は有害無益である

短期自由刑を科することはか

つて賣春行為を餘儀なくさ

せる結果を招くのではないかと思われる。従つて拘留、科

料を科してそのまま放してしまつといふことも決して眞に

思ひかえること、が賣春の根絶の

ためにはこの種婦人に對する厚生施設等に關する法規を提出する

二、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

三、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

四、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

五、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

案の六ヶ月以下の懲役といふ

短期自由刑は有害無益である

短期自由刑を科することはか

つて賣春行為を餘儀なくさ

せる結果を招くのではないかと思われる。従つて拘留、科

料を科してそのまま放してしまつといふことも決して眞に

思ひかえること、が賣春の根絶の

ためにはこの種婦人に對する厚生施設等に關する法規を提出する

二、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

三、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

四、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

五、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

案の六ヶ月以下の懲役といふ

短期自由刑は有害無益である

短期自由刑を科することはか

つて賣春行為を餘儀なくさ

せる結果を招くのではないかと思われる。従つて拘留、科

料を科してそのまま放してしまつといふことも決して眞に

思ひかえること、が賣春の根絶の

ためにはこの種婦人に對する厚生施設等に關する法規を提出する

二、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

三、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

四、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

五、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

案の六ヶ月以下の懲役といふ

短期自由刑は有害無益である

短期自由刑を科することはか

つて賣春行為を餘儀なくさ

せる結果を招くのではないかと思われる。従つて拘留、科

料を科してそのまま放してしまつといふことも決して眞に

思ひかえること、が賣春の根絶の

ためにはこの種婦人に對する厚生施設等に關する法規を提出する

二、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

三、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

四、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

五、保護處分の方法は、施設に附帶條件としてこの案を提出する

